

甲良町特別定額給付金 5,000円の追加給付事業について(お知らせ)

この度、甲良町特別定額給付金事業として追加給付の「**5,000円給付金事業**」を実施することとなりました。

令和2年6月1日を基準日として、甲良町の住民基本台帳に登録のある方を対象とし「10,000円の給付金事業」で振込みをした世帯主口座に、3月中にお振込みをいたします。

また、10,000円の給付金を申請されていない方には、国で実施された政策の「10万円の特別定額給付金」の際、振込をした口座にお振込みいたします。

【事業内容】

- ・ 町民1人 / 5,000円
- ・ 今までの給付金事業と同様、世帯主支給



※注意事項※

- 振込口座を変更したい方は、申請が必要なため、令和3年3月16日までに必要書類を揃え、企画監理課窓口にお越しください。

必要書類: 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)の写し
銀行口座がわかるもの(通帳・キャッシュカード)の写し

- 対象者のうち、単身世帯で基準日以降にお亡くなりになっている世帯は対象外となります。

- 令和2年6月1日基準日以降に出生・転入をされた方については、別に基準日を定め、給付予定です。随時お知らせいたしますのでしばらくお待ちください。

問い合わせ先 甲良町役場 企画監理課 TEL 0749-38-5061